

改正建築士法の質疑・応答

[建築士制度見直しの施行スケジュール]

Q 改正建築士法の施行スケジュールはどうなっていますか。

A

1. 改正建築士法は平成 20 年 1 月 28 日から施行されることとなっています。
2. これに先立ち、登録講習機関の登録申請等の準備行為が 5 月 28 日から施行されています。
3. また、平成 21 年 5 月 27 日以降に構造設計、設備設計がなされた一定の建築物については、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与が義務づけられます。

Q 準備行為として行われるのはこういった行為ですか。

A

1. 登録講習機関に関し、登録を受けようとする者は登録の申請及び講習事務規定の届出を行うことができます。
2. また、中央指定登録機関及び都道府県指定登録機関に関し、それらの機関の指定及び当該指定に関し必要な手続き等を行うことができます。

Q 都道府県指定事務所登録機関の指定に関しては準備行為はないのですか。

A

1. 都道府県指定事務所登録機関については準備行為の規定は設けていません。

[定期講習]

Q どういった建築士に定期講習の受講が義務付けられますか。

A

1. 建築士事務所に所属する一級／二級／木造建築士及び全ての構造設計／設備設計一級建築士に対しそれぞれ、定期講習の受講が義務付けられます。

Q 行政職員、大学教授、建築とは異なる分野の会社に勤務する方など、建築士事務所に所属しない建築士は定期講習を受講しなくともよいのですか。

A

1. こうした建築士には、定期講習の受講は義務付けられていません。
2. しかしながら、近年の法改正の状況や技術革新の状況を把握するため、可能であれば受講することが望ましいです。

Q 地方公共団体の営繕部局の方や会社内で設計を行っている方など事務所登録を行っていないものの設計行為を行っている建築士は定期講習を受講しなくともよいのですか。

1. こうした建築士には、定期講習の受講は義務付けられていません。
2. しかしながら、近年の法改正の状況や技術革新の状況を把握するため、可能であれば受講することが望ましいです。

Q 建築士事務所に所属する建築士に、定期講習の受講が義務付けられているのは何故ですか。

A

1. 設計・工事監理等の業務を「業」として行う建築士は、業務の実施にあたり必要となる能力を確実に身につけておく必要があるためです。

Q 建築士事務所に所属しない建築士に、定期講習の受講が義務付けられていないのは何故ですか。

A

1. 建築士事務所に所属しない建築士は、設計・工事監理等の業務を「業」として行っておらず、こうした建築士についてまで、定期講習の受講を義務付けることは、過度な規制となると考えられるためです。

Q 定期講習は何年おきに受講する必要がありますか。

A

1. 3年おきに受講する必要があります。
2. 具体的には、定期講習を受講した年度から3年後の年度内に受講すればよいこととしています。

Q 他業界に勤務していますが、今後、建築士事務所に再就職する場合、定期講習をどのようなタイミングで受講すればよいですか。

A

1. 建築士事務所に所属する時点から見て、過去の3年度に定期講習を受講していなければ、ただちに定期講習を受講する必要があります。

Q 建築士登録をしていますが、事務所経営に専念しており、建築士として設計や工事監理を行うことがほとんどないのですが、それでも受講する必要があるのでしょうか。

A

1. あくまでも建築士事務所経営に専念しているということで、所属建築士として登録されていないのであれば、定期講習の受講が義務付けられることはありません。
2. なお、この場合、当該建築士は、設計・工事監理等の業務を「業」として行うことはできないことは言うまでもありません。

Q 定期講習を受講しない場合、罰金や罰則がありますか。

A

1. 罰金や罰則はありません。これは他の資格制度における講習義務付けの場合と同様です。

2. しかしながら、定期講習の受講義務違反は建築士法の定めに違反することとなりますので、受講を促す注意を何度行っても受講しないような悪質な建築士については、建築士法違反として懲戒処分の対象となります。

Q 建築主はどういった方法により、建築士の定期講習受講状況を把握できますか。

A

1. 建築士名簿に定期講習の受講歴が記載されることとなります。
2. 改正建築士法が施行されると、建築士名簿は閲覧対象となりますので、これを通じて、建築士の講習受講状況を把握することが可能となります。

Q いつまでに定期講習を受講しないといけないなどと、国や都道府県から連絡してもらえるのでしょうか。

A

1. 定期講習を受講する義務は、建築士事務所に所属する建築士自身にあります。
2. したがって、建築士として自覚を持ち、自主的に定期講習を受講することは、建築士の責任と言えます。

Q 定期講習はどういった機関が行うことになりますか。

A

1. 定期講習は、登録講習機関と呼ばれる機関が実施することとなります。
2. 一定の要件を満たす講習実施主体が、国土交通大臣に登録を行うことで登録講習機関となります。登録講習機関の数には制限はなく、登録要件を満たしていれば、株式会社、公益法人（社団法人、財団法人）を問わず、登録が可能となります。

Q どういった登録講習機関があるのかは、いつ頃から分かりますか。

A

1. 平成 20 年 1 月 28 日の改正建築士法の施行に先立ち、登録講習機関の登録申請等の準備行為が 5 月 28 日から施行されています。
2. 登録された講習機関については、HP 等で情報提供する予定です。

Q 様々な講習機関の講習の水準はどのように担保されますか。

A

1. 省令において講習実施基準を定め、告示で講義内容を定めることとしています。
2. また、修了考査のガイドラインを定めることで、講習の水準を担保することとします。

Q また、どの講習機関の講習を受講するかで、建築士法上の取扱いに差は生じるのでしょうか。

A

1. 国土交通大臣の登録を受けた講習機関であれば、どの登録講習機関の講習を受講しても、建築士法上の取り扱いに差が生じることはありません。

Q 住所地・勤務地以外の地域で開催される定期講習を受講した場合は何か問題がありますか。

A

1. 特段問題はありません。この場合も、講習受講歴が建築士名簿に記載されることとなります。

Q 二級建築士又は木造建築士が登録している都道府県以外の地域で開催される定期講習を受講した場合は何か問題がありますか。

A

1. 特段問題はありません。この場合も、講習受講歴が建築士名簿に記載されることとなります。

Q 定期講習の具体的な内容はどのようなものでしょうか。

A

1. 一級建築士の定期講習は6時間（1日）です。
2. 建築基準法・建築士法等の近年の法令改正の内容等、最新の建築技術、建築物の事故事例、職業倫理等に関する講義（5時間）、○×方式の修了考査（1時間）を受けることとなります。

Q 修了考査に合格しないとどうなりますか。

A

1. 講義の内容をきちんと理解しているかについて修了考査で確認します。
2. 修了考査で及第点を取得できない場合、講義の内容をきちんと理解しているとは言えず、設計・工事監理を独占業務とする建築士としてその能力が担保されているとは言い難いことから、講習の再受講が必要となります。

Q 企業において、雇用するすべての建築士について、定期講習を受講させる必要はありますか。

A

1. 日常的に建築士の資格を活用して業務を実施していない場合であっても、建築士事務所に所属する建築士として登録されている場合は、建築士として設計・工事監理等の「業」を行うことが可能であることから、定期講習の受講が必要となります。

[受験資格見直し]

Q 受験資格の学歴要件はどう見直されますか。

A

1. これまでの「所定の学科を卒業すること」が、「所定の科目を履修すること」に見直されます。

Q この見直しはどういった人から適用されますか。

A

1. 21年度入学生から適用されます。

Q 所定の科目（指定科目）は具体的にどうなっていますか。

A

1. 別添資料の通り告示されています。

Q 所定の科目（指定科目）に適合しているかどうかの確認は誰が行うのですか。

A

1. 大学等の申し出に応じ、中央指定試験機関である（財）建築技術教育普及センターで確認作業を実施しています。
2. 詳しくは同財団のHPをご覧ください。

Q 学歴要件の見直しに伴い、これまでの土木学科等の卒業生の受験資格はどうなりますか。

A

1. 施行時点（本年 1 1 月 2 8 日）で既に卒業している方や在籍中の方（注：そのまま卒業した者に限ります。）については、引き続き、これまでの学歴要件で受験可能です。

Q 受験資格の実務経験要件はどう見直されますか。

A

1. 設計・工事監理に関する業務、施工図を作成するなど図書と密接に関わりを持ちつつ建築物全体を取りまとめる業務、建築確認・検査等に関する業務等に限定されます。

Q これまで経験した実務の取扱いは？

A

1. 法施行までの実務経験は、法施行後の実務経験と通算されます。

Q 実務経験期間に変更はありますか。

A

1. 実務経験の内容は見直されていますが、期間については変更ありません。
2. 7年の実務経験で二級建築士の受験資格が与えられる点や、二級建築士として4年の実務経験があれば、一級建築士の受験資格が与えられる点にも変更はありません。

Q 実務経験はどのように確認するのですか。

A

1. 今後は、原則として管理建築士等の建築士による証明が必要となりますが、これまで通り、建築士試験の申込時点での対面審査も引き続き実施することとしています。

Q 建築確認の業務は実務経験として認められますか。

A

1. 認められます。

Q 建築行政の業務は実務経験として認められますか。

A

1. 建築確認や営繕に係る実務等は認められますが、その他の一般的な建築行政に係る実務は認められません。

Q 大学院における研究の業務は実務経験として認められますか。

A

1. 通常の大学院での建築に関する研究の経験は実務経験として認められません。
2. ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認めることとしています。

Q 大学院において実務経験が認められるのはどのような場合ですか。

A

1. 設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合です。
2. 具体的には、建築設計・工事監理（意匠、構造、設備）に関するインターンシップ及びこれと関連して必要となる演習・実習・実験・講義を合計して、30単位以上であれば実務経験2年、15単位以上30単位未満であれば実務経験1年とみなす予定です。

Q 法施行前に建築系の大学院を修了している場合は、その大学院における在学期間は実務経験と認められますか。

A

1. 施行時点（本年11月28日）で既に大学院を修了されている方や在籍中の方（注：そのまま修了した者に限ります。）の大学院における在学期間については、これまで通り、実務経験として認められます。

Q 建築設備士の一級建築士試験受験について変更された事項は何ですか。

A

1. 20年試験から、4年以上実務経験を有する建築設備士に一級建築士試験の受験資格が付与されています。

[一級建築士試験]

Q 21年の一級建築士試験の学科試験はどのように変更されますか？

A

1. 現行の学科Ⅰ（計画）について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分割し、5科目と

します。

2. 出題数は 100 問から 125 問とし、五枝択一方式を四枝択一方式とします。
3. これに伴い、試験時間も 1 時間程度延長する予定です。

Q 学科試験はこれまでより幅広い範囲から出題されることになるのですか（試験範囲が広がるのですか）。

A 1. 試験範囲はこれまでと同様ですが、マネジメント、環境・設備、建築士法や職業倫理、構造全般に関する出題を増加させる等の見直しを行います。

Q 学科試験はこれまでより難しくなるのでしょうか。

A

1. 難易度については、従来の建築士試験と変更する予定はありません。
2. 見直しにより、現在の試験内容と比較して、受験生に過度な負担を強いることのないよう留意します。

Q 20 年の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合の取扱いはどうなりますか。

A

1. これまで通り、21 年試験については学科試験免除となります。

Q 21 年以降の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合の取扱いはどうなりますか。

A

1. 建築士法施行規則の改正により、学科試験に合格したものの設計製図試験に不合格となった者に対して、次回試験においてのみ認めている学科試験免除について、21 年以降の学科試験合格者から次々回までの免除を認める予定です。
2. このため、例えば、21 年の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合、22 年、23 年の建築士試験について、学科試験が免除されることとなります。

Q 21 年の建築士試験の設計製図試験はどのように変更されますか？

A

1. 現行の設計課題に加え、記述・図的表現などの手段により、構造設計や設備設計の基本的能力を確認する出題を行います。
2. これに伴い、試験時間も 1 時間程度延長する予定です。

Q 21 年の建築士試験の受験手数料はどのように変更されますか？

A

1. 試験の見直し等に伴い、受験手数料は 19,700 円に改定されます。

Q 二級建築士・木造建築士試験についてはどうなりますか。

A

1. 一級建築士試験と同様に二級建築士試験・木造建築士試験の見直しを行うかどうかについては、現在、都道府県において検討中です。

[構造設計一級建築士・設備設計一級建築士]

Q 構造設計一級建築士の関与が義務付けられる対象建築物は何ですか。

A

1. 建築基準法第 20 条第 1 号、第 2 号に定める建築物です。
2. 具体的には、極めて高度な構造計算（時刻歴応答解析）が義務付けられている 60m 超の建築物と、高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務付けられている、木造で高さ 13m 又は軒高 9m を超える建築物、鉄骨造 4 階建て以上の建築物、鉄筋コンクリート造で高さ 20m を超える建築物等が対象となります。

Q 設備設計一級建築士の関与が義務付けられる対象建築物は何ですか。

1. 階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000㎡を超える建築物です。

Q これらの対象建築物はどういった考え方で決まっているのですか。

1. これらの建築物の構造／設備設計は、難易度が高く、専門の一級建築士でない場合、単独では適切に設計を行うことができない場合もありえることから、構造／設備設計一級建築士の関与を義務付けることとしています

Q 対象建築物の構造設計・設備設計の手続きはどうなりますか。

A

1. 構造／設備設計一級建築士が自ら設計を行うか、その他の一級建築士が構造／設備設計を行う場合には、構造／設備設計一級建築士による法適合確認を受ける必要があります。

Q 対象建築物であるにもかかわらず、構造／設備設計一級建築士が関与しなかった場合はどうなりますか。

A

1. 当該建築物に係る建築確認申請については、建築主事等は申請書を受理しません。
2. また、こうした工事を施工することも禁止されており、違反した工事施工者は、100万円以下の罰金の対象となります。

Q 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士は、どういった建築士がなれるのでしょうか。

A

1. 構造／設備設計一級建築士は、高度な構造／設備設計の実務能力、専門能力に長けた一級建築士です。

2. 具体的には、一級建築士として5年以上の構造／設備設計の実務経験を経た後、所定の講習を受講し、修了考査に合格した者が、構造／設備設計一級建築士証の交付を受けることができます。

Q 法適合確認を行った構造設計一級建築士・設備設計一級建築士は、どのような責任を負うことになりますか。

A

1. 法適合確認を行った構造設計／設備設計一級建築士は、その構造設計／設備設計について、当該確認を行った範囲内において責任を負うことになります。
2. 万が一、その確認を行った設計が違法等であった場合には、建築士法上の懲戒処分の対象となります。

Q 法適合確認を行った構造設計一級建築士・設備設計一級建築士は、建築基準法上、どのような扱いとなりますか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士は、法適合確認を行った建築物について、建築基準法の設計者とみなされます。
2. これにより、法適合確認に関する建築物に関し特定行政庁による報告聴取等の相手方となる、法適合確認に関する建築物が違反建築物である場合罰則の適用の対象となる等、建築基準法における設計者が果たす責任を、設計者と同様に負うことになります。

Q 構造設計一級建築士講習・設備設計一級建築士講習の具体的な内容はどのようなものですか。

A

1. 構造設計一級建築士講習は3日間、設備設計一級建築士講習は4日間です。
2. ①構造／設備に関する建築基準法等の内容等、②構造／設備に関する設計実務・法適合確認実務、職業倫理等に関する講義（2～3日間）、修了考査（1日間）を受けることになります。

Q 修了考査に合格しなかった場合、構造一級建築士・設備設計一級建築士の資格は付与されないのですか。

A

1. 修了考査に合格しなかった場合は、資格は付与されません。
2. 原則として、再度、講習を受けていただき、修了考査に合格していただく必要があります。

Q みなし講習とは何ですか。

A

1. 法施行前に実施されている講習で、法施行後に構造設計／設備設計一級建築士講習とみなされる予定のものです。

Q 構造設計／設備設計一級建築士講習についても、定期的講習があるのですか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士も、3年ごとに定期講習を受ける必要があります。

Q 構造設計一級建築士定期講習・設備設計一級建築士定期講習を受講しないと、対象建築物の構造設計や設備設計を行うことはできなくなりますか。

A

1. 定期講習を受講しない場合は、構造設計／設備設計一級建築士としての業務（設計・法適合確認）を行うことはできません。
2. なお、構造設計／設備設計一級建築士証を国土交通大臣（又は中央指定登録機関）に返納した場合は、構造設計／設備設計一級建築士定期講習の受講の義務はなくなります。

Q 構造設計一級建築士定期講習・設備設計一級建築士定期講習の修了考査に合格しないと、対象建築物の構造設計や設備設計を行うことはできなくなりますか。

A

1. 定期講習の修了考査に合格しない場合は、構造設計／設備設計一級建築士としての業務（設計・法適合確認）を行うことはできません。

Q 対象建築物について、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのはいつからでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのは、平成 21 年 5 月 27 日以降に構造設計／設備設計がなされた建築物になります。

Q 関与が義務づけられる前の設計についての取扱いはどうなりますか。

1. 平成 21 年 5 月 27 日以前に設計を行ったものについては、経過措置として 6 ヶ月の間は、構造設計／設備設計一級建築士の関与がなくともよいことになっています。
2. ただし、平成 21 年 11 月 27 日以降の確認申請にあたっては、一定規模以上の建築物であればすべてのものについて、構造設計／設備設計一級建築士の関与が義務付けられます。

Q 構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合、構造安全証明書の交付は、どのようになるでしょうか。

A

1. 構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合の当該構造設計については、構造計算により建築物の安全性を確かめた場合に交付される証明書の交付義務は適用されません。

Q 構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、構造安全証明書の交付は、どのようになるでしょうか。

A

1. 構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、もともとの設計を行った一級建築士につい

ては、構造計算により建築物の安全性を確かめた場合に交付される証明書の交付義務は適用されません。

Q 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士には資格者証が交付されるのでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士には、構造設計／設備設計一級建築士証が交付されます。

Q 資格者証以外で確認する方法はないのでしょうか。

1. 構造設計／設備設計一級建築士であるかどうかは、資格者証で確認するほか、携帯用に変更される建築士免許証においても、その旨の記載がなされますし、建築士名簿において構造設計／設備設計一級建築士講習等の受講歴が確認できます。
2. なお、建築士事務所から提出される年度ごとの事業報告書や、建築士事務所に置かれる書類などの所属建築士名簿においても、構造設計／設備設計一級建築士であるかどうか記載されることになります。

Q 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士と一級建築士の関係はどのように考えればよいのでしょうか。

A

1. 構造設計／設備設計一級建築士制度の創設に伴い、これまでの既存の一級建築士の業務独占範囲には変更はなく、法適合確認を求める必要はありますが、従来通り、設計そのものを行えることにも、変わりはありません。

Q 設備設計一級建築士が誕生することにより、建築設備士の位置づけはどのように変わるのでしょうか。

A

1. 設備設計一級建築士制度の創設により、建築設備士の位置づけは変わりません。
2. 従って、従来であれば建築設備士に発注していた業務について、今回の改正により発注できなくなるといったことはありません。
3. むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が引き続き期待されているところです。

Q 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士は設計のみならず、工事監理においても、その関与が必要なのでしょうか。

A

1. 工事監理において構造設計／設備設計一級建築士の関与を義務付けてはいません。
2. しかしながら、工事監理においても、構造設計／設備設計一級建築士の専門能力を活用することは、工事監理の適正化を図る上でも大変有意義であり、その活用が期待されます。

[再委託の制限等]

Q 再委託の制限（改正法第 24 条の 3 第 1 項）はどういった趣旨ですか。

A

1. 改正建築士法第 24 条の 3 第 1 項（再委託の制限）は、建築主から設計・工事監理業務の委託を受けた建築士事務所の開設者が、当該業務を建築士事務所の開設者以外の者に再委託することを禁止するものです。

Q これにより、設計の補助的な業務を建築士事務所以外に委託してはいけなくなるのですか。

A

1. 改正建築士法でいう「設計・工事監理」とは、改正建築士法第 2 条第 5 項及び第 7 項に定める設計・工事監理をいい、補助業務を再委託する場合についてまでも禁止するものではありません。

Q 今回の改正で建築士法上の設計の補助的な業務の取扱いに変更はありますか。

A

1. 設計・工事監理業務の補助的な業務の取扱いに変更はありません。

Q 今回の改正で建築士法上の業務独占外の業務の取扱いに変更はありますか。

A

1. 建築士法上の業務独占外の業務の取扱いに変更はありません。

[管理建築士]

Q あらたに管理建築士になるにはどういった要件があるのですか。

A

1. 改正建築士法が施行された後に、新たに管理建築士になろうとする場合は、設計等の実務を 3 年以上経験した後、管理建築士講習を受講する必要があります。

Q 現在管理建築士である者はどうなりますか。

A

1. 法施行時に建築士事務所に管理建築士として登録されている建築士が引き続き同じ建築士事務所において管理建築士となる場合については、法施行から 3 年以内に（設計等の実務を 3 年以上経験した後）管理建築士講習を受講すればよいこととなります。他の建築士事務所の管理建築士となる場合には、その時点で設計等の実務を 3 年以上経験しており、管理建築士講習を受講している必要があります。

Q 建築士事務所の登録更新を行った場合には、管理建築士の資格はどうなりますか。

A

1. 建築士事務所の登録の更新を行った場合であっても、法施行時に建築士事務所に管理建築士として登録されている建築士が引き続き同じ建築士事務所において管理建築士となる場合には、当該建築士が、法施行から3年以内に（設計等の実務を3年以上経験した後に）管理建築士講習を受講すればよいこととなります。

Q 管理建築士講習を受講すれば、建築士の定期講習の受講は免除されるのでしょうか。

A

1. 管理建築士講習と建築士の定期講習は、法律上の位置づけも、それぞれの内容も異なります。
2. したがって、いずれかの講習を受講したとしても、一方の講習が免除されるわけではありません。

Q 管理建築士講習の具体的な内容はどのようなものでしょうか。

A

1. 管理建築士講習は6時間（1日）です。
2. 建築士法等の関係法令、業務の進め方や経営管理、紛争防止等に関する講義（5時間）、○×方式の修了考査（1時間）を受けることとなります。

Q 修了考査に合格しないとどうなりますか。

A

1. 講義の内容をきちんと理解しているかについて修了考査で確認します。
2. 修了考査で及第点を取得できない場合、講義の内容をきちんと理解しているとは言えないことから、講習の再受講が必要となります。

Q 管理建築士となるための3年の実務経験の内容はどうなっていますか。

A

1. 建築士法に規定される建築士事務所開設が必要となる業務（設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等）とする予定です。

Q 公共団体の営繕部局など、建築士事務所ではないものの、設計・工事監理等の実務経験を積んだ場合は受講資格がありますか。

A

1. 建築士として、設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務を行っているのであれば、建築士事務所登録をしていない営繕部局における実務経験も認められる予定です。

Q 管理建築士講習のみなし講習については、どのようなスケジュールで行われるのですか。

A

1. (財)建築技術教育普及センターが、8月下旬より、全国47都道府県で、のみなし講習を実施

予定です。詳細は、建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) をご覧ください。

[重要事項説明]

Q 重要事項説明の内容はどうなっていますか。

A

1. 作成する設計図書の種類、工事監理に関して工事と設計図書との照合方法や工事監理の実施状況に関する報告方法、担当する建築士の氏名等、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項等が挙げられます。
2. 詳細は今後省令に規定することとなります。

Q 重要事項説明を行うのは管理建築士に限られますか。

A

1. 極力、建築士事務所の技術的事項を総括する立場にある管理建築士が行うことが望ましいですが、所属する建築士が重要事項説明を行うことでも問題はありません。
2. なお、この場合にも、実際に設計等を担当する建築士が説明を行うなど、建築主に対する確に説明が行えることが必要です。

Q 大規模建築物の重要事項説明を二級建築士が行ってもよいのでしょうか。

A

1. 説明時に建築主からの技術的な事項に関する質問に対して的確に答えられる知識と力量が求められることから、その業務を実施できる資格を持たない建築士が説明を行うことは不適切であると考えられます。

Q 重要事項説明については、建築士事務所同士の場合も行う必要があるのでしょうか。

A

1. 建築士事務所間の契約については、同業者であり、双方が業務内容について十分な知識を有していることから、契約締結前の重要事項説明は義務付けられていません。

Q 重要事項説明はいつの時点の契約から対象となりますか。

A

1. 建築士事務所と建築主の間で締結される設計又は工事監理の受託契約であって、平成 20 年 1 月 28 日以降に契約が締結されるものについては、重要事項の説明が必要となります。
2. なお、法律上の義務はこの通りとなりますが、改正法の施行前の契約においても、こうした重要事項の説明を行うことが好ましいと考えられます。

[指定登録機関等]

Q 建築士の登録・建築士事務所の登録を行う指定登録機関とは何ですか。

A

1. これまで国土交通大臣や都道府県が実施していた建築士・建築士事務所の登録等の業務を、それぞれが指定する者（中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、指定事務所登録機関）にアウトソーシングできることとなります。
2. 実際に業務をアウトソーシングするかどうかは、国土交通大臣や都道府県知事が地域の実情等に応じ判断することとなります。

Q 指定登録機関ができると、建築士や建築士事務所の登録について、国・都道府県に申請ができなくなるのでしょうか。

1. 指定登録機関が指定された場合は、国土交通大臣・都道府県知事は当該業務を実施しなくなります。免許申請、登録申請、免許証の交付・再交付等の事務は全て、指定登録機関が実施することとなります。

Q 指定登録機関が登録業務を行う場合は、建築士免許証は交付されず、建築士免許証明書が交付されるのですか。

A

1. 指定登録機関が建築士の登録業務を行う場合は、もともとの登録者（国土交通大臣や都道府県知事）が交付していた免許証に代えて、免許証明書を交付することとなっています。

Q 免許証明書はこれまでの免許証と違うのですか。

A

1. 指定登録機関が登録等の事務を代行する場合であっても、免許権限そのものは大臣、知事に留保されているため、免許証でなく、免許証明書としているものです。免許証明書の効力は免許証となんら変わりありません

[団体による自律的な監督体制の確立]

Q 建築士事務所協会が法定化されると聞きましたが、どういうことですか。

A

1. 改正建築士法の中で、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会を法律上位置付け、苦情解決や研修等の業務を団体の業務として規定しています。

Q 建築士事務所協会の法定化はいつからスタートするのですか。

A

1. 現時点で施行日は未定ですが、改正建築士法の公布の日（平成 18 年 12 月 20 日）から 2

年 6 月以内に施行することとなっています。

Q 建築士事務所協会が法定化されると、建築士事務所協会に入会する必要があるのでしょうか。

A

1. 建築士事務所協会等が法定化されたとしても、これらに加入することが義務付けられているわけではありません。
2. しかしながら、従来から法定団体である建築士会や今回法定団体として位置付けられた建築士事務所協会等の職能団体が積極的に加入率向上に努め、建築士事務所業務の適正化、建築士の自己研鑽等が進められることが望まれます。

Q 建築士事務所協会が加入制限を行うことが禁止されるのですか。

A

1. 建築士事務所協会が法定化され、建築士事務所協会の会員である建築士事務所（の開設者）は、非会員である建築士事務所と比較して、より建築主の信用を得やすい立場となることとなります。
2. したがって、建築士事務所の開設者が入会を希望した場合、不当に加入制限を行うことを禁止しています。

Q 建築士事務所協会の名称使用制限とは何ですか。

A

1. 建築士事務所協会が法定化され、建築士事務所協会の会員である建築士事務所（の開設者）は、非会員である建築士事務所と比較して、より建築主の信用を得やすい立場となることとなります。
2. したがって、非会員である建築士事務所が会員を名乗ったり、建築士事務所協会でない団体が建築士事務所協会と名乗ることを禁止しています。

Q 建築士事務所協会が行う苦情解決のための業務では、建築士事務所協会の会員でない建築士事務所に対する苦情についても、受け付けてもらえますか。

A

1. 法定化された建築士事務所協会では、非会員の建築士事務所に関する一般の建築主等からの苦情についても、相談に応じ、事情の調査等を行うこととしています。

Q 建築士会、建築士事務所協会が研修を実施することが義務付けられたと聞きましたが、これを受講すれば、定期講習の受講が免除されるのでしょうか。

A

1. 定期講習と法定団体の研修は、その目的・位置づけが異なり、建築士会や建築士事務所協会等が実施する研修を受講したとしても、法定講習の受講が免除されるものではありません。

Q 建築士会、建築士事務所協会が実施する研修を受けた場合も、建築士名簿にも記載されるこ

ととなるのでしょうか。

A

1. 建築士会、建築士事務所協会が実施する研修を受講したとしても、これらは建築士名簿の登録事項ではないことから、建築士名簿には記載されません。

Q 都道府県によっては、建築設計事務所協会といった名称の団体があるが、これは法定化される建築士事務所協会としては認められないのでしょうか。

A

1. 法律に位置付けられる団体は、その名称中に建築士事務所協会という文言が必要とされています。したがって、設立趣旨がほぼ同じであっても、その名称が異なる団体は、名称が変更されない限りは、法定化される団体とは認められません。

Q 法律に位置付けられる建築士事務所協会は都道府県に複数あることも想定されるのでしょうか。

A

1. 制度的には、一つの都道府県の区域内に複数の建築士事務所協会が設立されることは否定していません。

[建築士名簿、携帯用免許証]

Q 建築士名簿が一般の閲覧に供されることになるのですか。

A

1. 建築士名簿に記載される事項は、一級建築士名簿については国土交通省令で、二級・木造建築士名簿については都道府県の規則で定められています。
2. 一級建築士名簿については、今後、国土交通省令を改正し、
 - ・ 氏名、登録番号
 - ・ 構造設計一級建築士または設備設計一級建築士であるかどうか
 - ・ 定期講習の受講歴
 - ・ 処分歴

等を登録事項として定め、これらの情報が閲覧に供される予定です。二級建築士名簿及び木造建築士名簿についても、各々の都道府県の規則において、登録事項が改正されることとなります。

Q 建築士名簿の閲覧により、建築士の個人情報が増えることにはならないでしょうか。

A

1. 建築士名簿の登録事項は、いわゆる個人情報ではなく、資格者としての情報が対象となる予定ですので、個人情報の漏洩には繋がりません。

Q 指定登録機関が登録事務を実施する場合に、建築士名簿の閲覧事務は誰が行うのですか。

A

1. 国土交通大臣が中央指定登録機関を指定した場合は、中央指定登録機関が閲覧を実施することとなります。
2. また、都道府県知事が都道府県指定登録機関を指定した場合は、都道府県指定登録機関が閲覧を実施することとなります。

Q 一級建築士免許証が変更されるのですか。

A

1. 今後、省令を改正し、一級建築士免許証の様式を変更することで、一級建築士免許証が顔写真入の携帯型に変わる予定です。

Q 携帯型の建築士免許証は常時携帯する必要があるのでしょうか。

A

1. 改正法で新たに設けられる契約前の重要事項説明に際して、建築士免許証を提示することが義務付けられています。
2. その他の場合は、建築士免許証の携帯について法律では特段義務付けは行われていません。
3. しかしながら、建築主その他の関係者から、資格者であることの確認が求められることは多く、この場合、携帯型免許証が活用されることが想定されます。

Q 従来の一級建築士免許証（A4サイズ）は強制的に切り替える必要があるのですか。

A

1. A4サイズの免状型の一級建築士免許証も引き続き有効であり、携帯用免許証への切り替えは強制的に行われるものではありません。

Q 重要事項説明時に提示するには、従来の一級建築士免許証（A4サイズ）ではダメなのですか。

A

1. A4サイズの免状型の一級建築士免許証も引き続き有効ですので、問題ありません。

Q 従来の一級建築士免許証からの切り替えの際の手続きはどのようなのですか。

A

1. 改正建築士法が施行された後に新たに一級建築士免許を取得する方には、携帯型の一級建築士免許証が交付されます。
2. 従来免状型の一級建築士免許証をお持ちの方については、申し出に応じ、任意で切り替えを行うことは可能です。（なお、この場合、手数料（5,900円）が必要となります。）
3. 切り替えの際には従来免状型の一級建築士免許証は返納することとなります。

Q 携帯型の一級免許証になると記載事項が変更されるのでしょうか。

A

1. 携帯型の一級建築士免許証には、氏名、登録番号、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士であるかどうかのほか、任意の記載事項として、講習の受講歴が記載できるようになる予定です。

Q 建築士が処分され、免許証を返納する場合は、通知などが来るのでしょうか。また、返納しない場合、罰金などがあるのでしょうか。

A

1. 建築士法に基づき免許取り消しの処分がなされた場合、本人に対し、期限を定めて建築士免許証を返納する旨の通知がなされます。
2. 定められた期限までに返納されない場合は、10万円の過料に処せられることとなります。

[業務報酬基準見直し]

Q 業務報酬基準の見直しの方向性は怎么样了か。

A

1. 業務報酬基準（昭和54年建設省告示1206号）については、今回の一連の建築士制度の見直しに併せて、見直しを行うこととなっています。
2. 建築主が容易に理解できる業務報酬基準体系とすることを基本的考え方として、標準業務・追加業務の見直し、標準的な業務量を定める略算表の見直し等を行う予定としています。

Q 業務報酬基準見直しのスケジュールは怎么样了か。

A

1. 現在、建築士事務所業務の実態調査に基づく整理を行っており、改正建築士法が施行される平成20年11月28日を目途に告示の見直しを行う予定です。

[その他]

Q 建築士制度の見直しの内容を知りたいのですが、どうすれば良いですか。

A

1. 本ホームページに法令関係の情報が載っています。また、(財)建築行政情報センターのホームページ (<http://www.icba.jp/>) に改正建築士法に関する情報がまとめて掲載されていますので、ご参照ください。
2. また、ご質問等がある場合には、最寄の都道府県の建築士担当部局、建築士会、建築士事務所協会にお問い合わせください。

Q 資料を読んでも内容がよく分かりません。講習会や説明会はないのでしょうか。

A

1. 各都道府県の建築士会等において、改正建築士法に関する講習会が行われる予定です。詳細については、最寄の都道府県の建築士担当部局、建築士会等にお問い合わせください。